

ため池を管理する皆様へ

ため池の管理について



お問い合わせ先

埼玉県ため池サポートセンター

埼玉県熊谷市籠原南二丁目83番

TEL: 048-530-7336



これだけはお願いいたします！



3つの行動目標

①知る

堤体の樹木や雑草は刈払い、ため池の状態を知っておきましょう！

※除草作業を行うことにより、漏水、堤体の変形やひび割れ等が発見しやすくなります。特に樹木が大きく生育すると、根による隙間が発生して漏水の原因に繋がりますので、除草作業は定期的に行うとともに、日常点検を行いましょう。



②備える

災害に備えて、できる限りため池の水位は下げておきましょう！

※非かんがい期などため池の水を使用しない時期は、できるだけ水位を下げる低水位管理を行うことにより、大雨や地震による被害が発生した場合には被害が軽減できます。また、被害発生に備えて関係機関への連絡体制を整えておきましょう。



③動く

ため池の異常を発見した場合は、関係機関に連絡するとともに、できる範囲で応急対策を行いましょう！

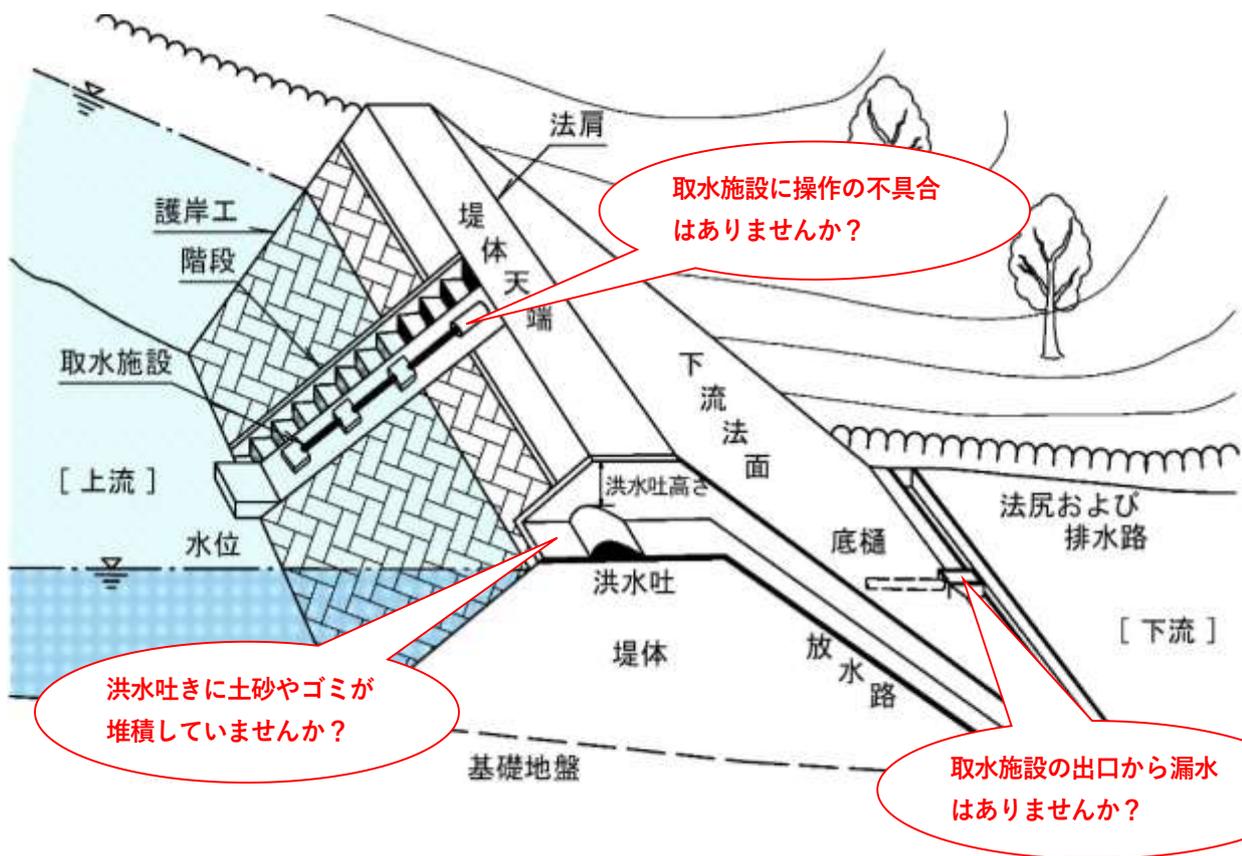
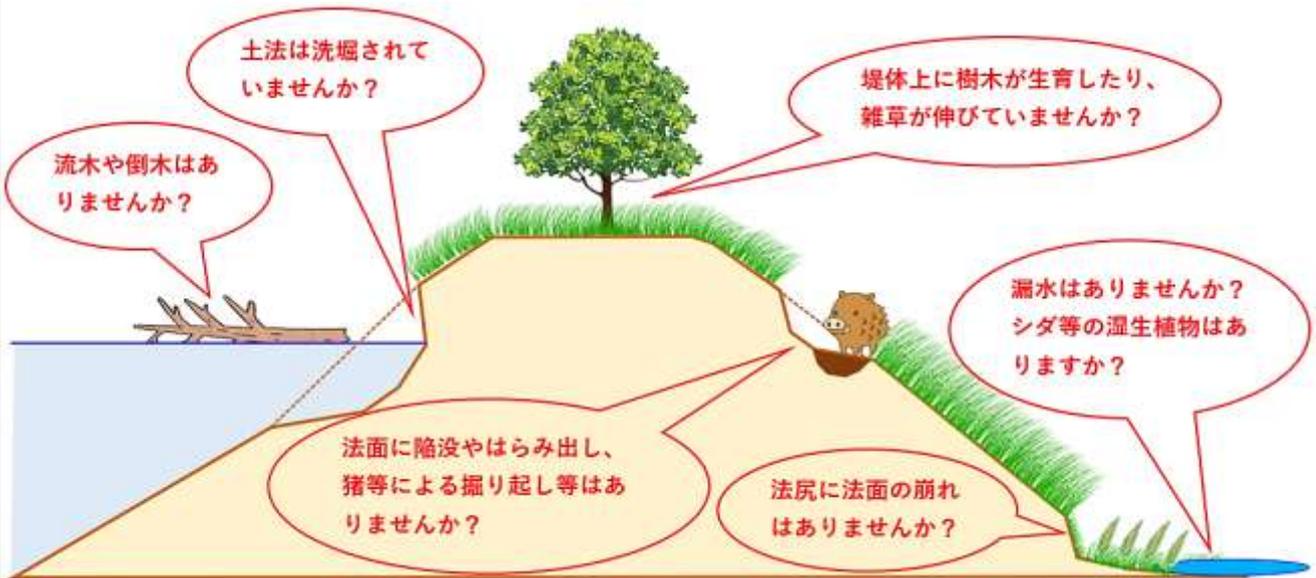
※ため池の異常を発見した場合には、**2人以上で行動**し緊急放流等の応急対策を行いましょう。また、ため池の決壊に備えてハザードマップを参考に安全な場所までの避難経路を確保しておきましょう。



① ため池を「知る」

豪雨等の災害に備え、堤体の樹木伐採、除草作業を行うとともに、ため池の日常点検や補修作業を行いましょ！

※草刈作業や日常点検は、**安全のため2人以上**で行ってください。



災害への備えだけでなく安全面への備えも忘れずに！

ため池では毎年20件前後の転落死亡事故が発生しています

ため池への転落事故を防止するため、安全柵や注意喚起看板を設置する等の安全対策を行いましょう！

対策① 安全柵の設置

堤体からの転落が懸念される状況



注意喚起看板のみの設置状況



対策

安全柵（ネットフェンス）設置例



安全柵（木柵）設置例



対策② 注意喚起看板の設置

看板がなく危険周知がされていない状況



老朽化により読み取りができない状況



対策

行政による注意看板設置例



管理者による釣り禁止看板設置例



対策③ 救助用具の設置例

救助用浮き輪の常設



ペットボトルによる簡易救命具



②ため池による災害に「備える」

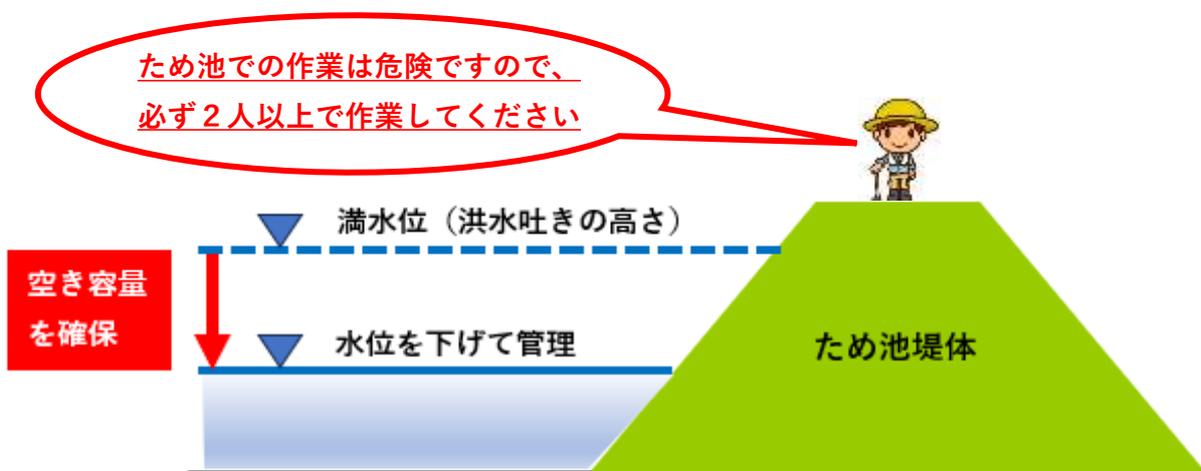
地域を災害から守るための
低水位管理にご協力ください

低水位管理の目的

○ため池の低水位管理とは、ため池の貯水位を下げて空き容量を確保することにより、降雨時の流入水を一時的に貯留することで下流域の家屋や農地などへの洪水被害を軽減する洪水調節効果があります。また、ため池の貯水位を下げておくことにより、大雨や地震時にため池堤頂部からの越流による決壊から堤体を守る効果も期待できます。



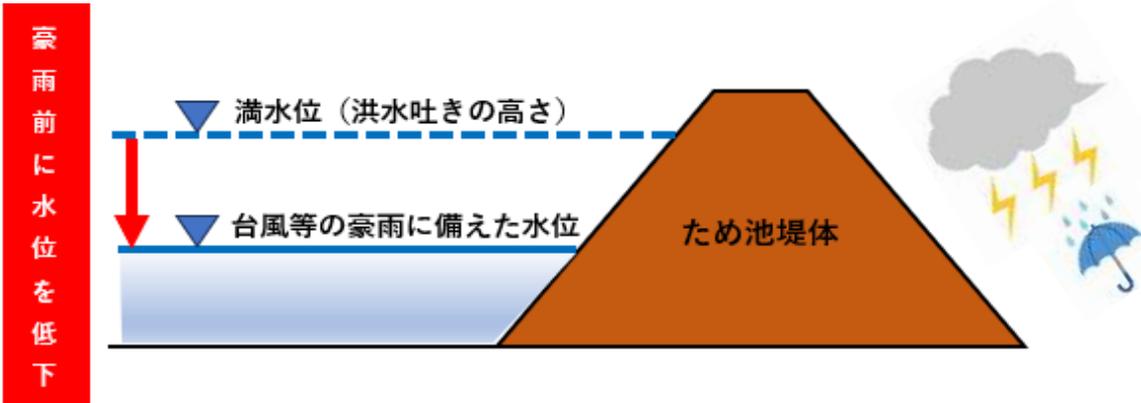
低水位管理の基本的な考え方



※ため池の貯水能力や必要とされる水量はため池ごとに様々であり、極端な水位低下により用水不足が生じたり景観が大きく変わることもありますので、営農に影響しない範囲で実施することを基本として、地域の実情に配慮しながら取り組んでください。

低水位管理の手法

1. 豪雨前の事前放流について

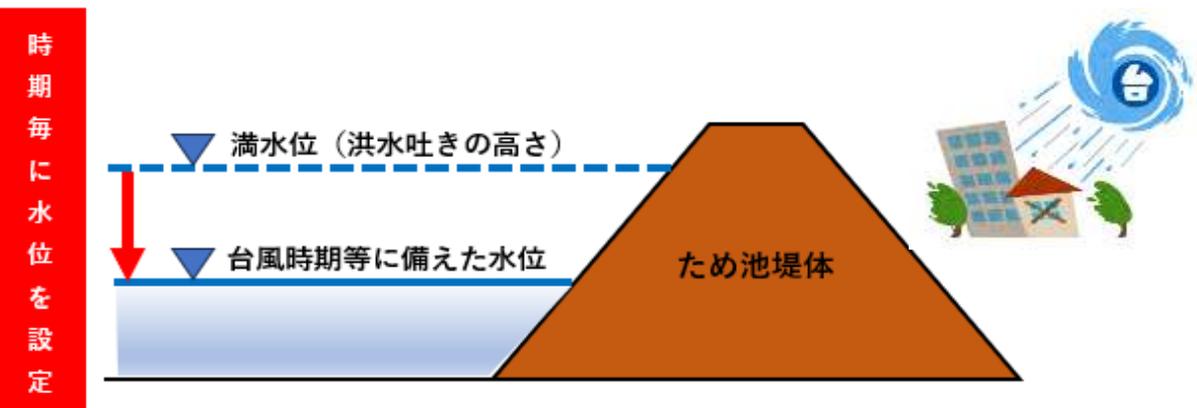


豪雨予報の前にあらかじめ水位を低下させ、ため池に雨水を貯めることで下流へ流出する水量を一時的に減らすことができます。

実施時期は、満水位となっている6月から8月頃において豪雨が予想される場合、貯水をあらかじめ放流しておき一時的に雨水を貯留します。

ため池の水位												
かんがい期					非かんがい期							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
満水位期間					満水位に向けて貯水する期間							
豪雨予報に応じて事前放流					低水位管理期間							

2. 非かんがい期の低水位管理について



ため池の利用が終わる8月末頃からできるだけ水位を低下させておくことで台風等による豪雨が発生した場合、水位を下げた量の雨水を貯留することができます。実施時期の目安は、台風シーズンの8月から10月頃までの期間となります。

ため池の水位												
かんがい期					非かんがい期							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
満水位期間					満水位に向けて貯水する期間							
					台風シーズン 低水位管理期間							

③ため池災害発生時の「行動」

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクととるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか
確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として、
自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

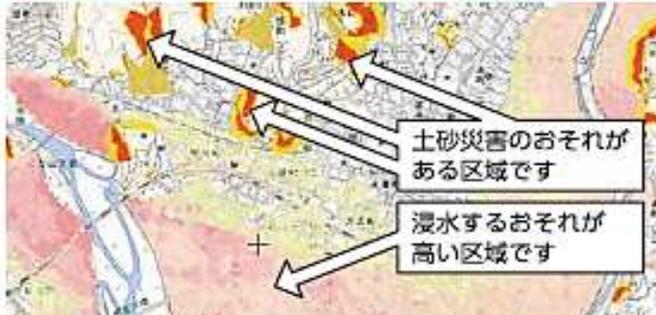
警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

水害

洪水浸水想定区域
(浸水深)

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

凡例

土砂災害

土砂災害警戒区域：
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：
建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

ハザードマップポータルサイト

検索



ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



流速が早いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高いか

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢できるか、 水・食糧などの備えは十分か



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、②浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載がありません。

！ 警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう

**！ 「避難」とは「難」を「避」けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません**

**！ 避難先は小中学校・公民館だけではありません
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう**

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>